

「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「プラットフォームサービスに関する研究会」（以下「親会」という。）の下に開催されるWGとして、プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に向けて、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から検討することを目的とする。

2 名称

本WGは、「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG」と称する。

3 検討事項

- (1) スマートフォンやタブレットなどの通信端末の位置情報、ウェブ上の行動履歴、端末 ID やクッキー等の端末識別情報等の取扱いの実態把握及び課題検討
- (2) 電気通信事業者・プラットフォーム事業者等の関係事業者及び関係団体等による取組の実態把握及び課題検討
- (3) (1)・(2) を踏まえた利用者情報の取扱いの在り方の検討、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、位置情報プライバシーレポート、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ等の指針等の見直しの検討
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、プラットフォームサービスに関する研究会の座長が指名する。
- (2) 本WGの構成員等は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 本WGの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (9) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課が行う。

(別 紙)

「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」
構成員等

(敬称略・五十音順)

【構成員】

	生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 准教授
	石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
	太田 祐一	株式会社 DataSign 代表取締役社長
	小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント
	佐藤 一郎	国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授
	沢田 登志子	一般社団法人 EC ネットワーク 理事
(主査)	宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	新保 史生	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
	高橋 克巳	NTT 社会情報研究所 主席研究員
	寺田 眞治	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
	古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
(主査代理)	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授

【オブザーバー】

デジタル市場競争本部事務局

個人情報保護委員会事務局

- | | |
|--------|--|
| 伊藤 直之 | 一般社団法人 MyDataJapan 常務理事 |
| 奥田 真滝 | 一般社団法人電気通信事業者協会 業務部長 |
| 岸原 孝昌 | 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事 |
| 仲上 竜太 | 一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会長 |
| 長田 三紀 | 情報通信消費者ネットワーク |
| 野口 尚志 | 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 理事 兼
行政法律部会長 |
| 平野 祐子 | 主婦連合会 副会長 |
| 柳田 桂子 | 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 事務局長 |
| 若目田 光生 | 一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員
会企画部会データ戦略ワーキング・グループ 主査 |